

秋田市立築山小学校いじめ防止基本方針

1 いじめの定義と基本的な考え方

(1) いじめの定義

児童が一定の人間関係にある他の児童等から、心理的または物理的な影響（インターネットを通じて行われるものを含む。）を受けることにより、精神的または肉体的な苦痛を感じるものをいいます。

(2) 基本的な考え方

いじめは人間の尊厳を脅かし、人権を侵害するものであり、決して許されない行為です。子どもたちをいじめから守るためには、いじめについて、次のように理解することが重要です。

- ◇いじめは、どの子どもにも、また、場所を問わず起こりうるものであること
- ◇いじめは、人権侵害であり、絶対に許されないこと
- ◇いじめは、刑事罰が課されたり、損害賠償責任が発生する不法行為であること
- ◇いじめは、加害も被害も両方経験する場合があること
- ◇いじめは、見ようとしなければ見えないこと
- ◇いじめは、いじめられる子どもにも問題があるとの考え方では解決しないこと
- ◇いじめは、加害者と被害者の関係だけでなく、周りではやし立てる子ども、見て見ぬふりをする子どもの存在など、集団全体に関わる問題であること

本校では、このような理解に立ち、子どもと子ども、子どもと教職員、保護者と教職員の信頼関係を深め、いじめの未然防止に努めます。また、日頃から子どもの人間関係を把握し、ささいな変化や僅かな兆候を見逃さず、いじめの早期発見に努めます。

いじめが起きた際には、いじめを受けた子どもや保護者の心情に寄り添いつつ、いじめた子どもに心からの反省を促し、子どもが安心して学校生活を送れるようになるまで支援に努めます。そして、いじめの解消について、次のように理解をすることが重要です。

- ◇いじめが解消している状態を、次の2つの要件が満たされているときとする。
 - ・ いじめを受けた子どもに対する心理的または物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が少なくとも3ヶ月以上継続していること。
 - ・ いじめを受けた子どもが心身の苦痛を感じていないか、面談を通して確認できること。
- ◇いじめを受けた子どもおよびいじめた子どもについて、日常的に、保護者と連携しながら注意深く観察を続けていくことが必要であること。
- ◇真にいじめを乗り越えた状態とは、双方の当事者や周囲の者全員が、好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって達成されること。

2 いじめの未然防止のための取組

いじめの未然防止のために、子どもが、安全かつ安心して過ごせる「居場所」としての学級、学年、学校づくりを進めていきます。また、学校生活の中心である授業を、より楽しく、「分かる・できる」を実感できる授業にしていくことで、集団づくりと「絆づくり」を進めます。さらに、子ども一人一人の規範意識を高めるよう、家庭や地域社会との連携を密にした道德教育の充実を図ります。

(1) 「心の教育」の深化による「居場所づくり」

- ・子どもが、自分の学級や学年、学校に対して、安全で、楽しく、安心して過ごせる「居場所」だと実感できるように、学級活動やなかよしタイム（全校縦割り活動）、道德科の授業等を通して「心の教育」の深化を図り、自己肯定感を醸成します。

(2) 「分かる・できる授業」づくりの推進

- ・子ども一人一人が、満足感や達成感を味わうことができるよう、全ての子どもが活躍できる場面設定や一人一人の状況に応じた指導、進歩や成長を認め、実感できる振り返りなどを大切にした「分かる・できる授業」づくりを進めます。

(3) いじめが起きにくい、いじめを許さない「環境づくり」

- ・道德科の授業や学級活動、児童会活動等の時間を通して、いじめ問題について考えたり議論したりするなど、子ども主体の活動を行うことで、子どもたちの中から「いじめを生まない学校づくり」の気運が高まるように支援していきます。

(4) 児童会活動・学校行事の充実による「絆づくり」

- ・子どもが、自ら主体的に取り組む活動の中で、互いに認め合ったり、心のつながりを感じたりすることができるように、共通の目標のもとに協力しながら取り組む委員会活動や、集団による体験的活動の中で規範意識を高める学校行事の充実を図り、自己有用感を育みます。

(5) 家庭や地域社会と連携した道德教育の推進

- ・子ども自身の道德性が高められるように、子どもの実態に基づいて道德科の授業を行うとともに、保護者や地域社会の方々に授業公開をしたり道德通信等で本校の道德教育の方針をお知らせしたりすることを通して、道德教育の推進・啓発に努めます。
- ・PTAの学級懇談や地域社会の連絡協議会などで、子どもの生活状況や家庭での様子について話題にするなど、学校、保護者、地域社会が担うべき役割について共通理解を図ります。

(6) 「情報モラル教育」の充実

- ・専門家を招いて「ネットトラブル防止教室」を行うことで、子どもたちに自分を律し適切に行動できる正しい判断力と、相手を思いやる心を育てます。

3 いじめの早期発見の取組

日頃から子どもとのコミュニケーションを深め、信頼関係を構築するとともに、複数の教職員による観察等を通し、ささいな変化や僅かな兆候を見逃さないように努めます。

(1) アンケートの実施

- ・年2回（6月、11月）の「心のレスキュー（いじめアンケート）」のほか、必要に応じて、状況を適切に把握するためのアンケートや面談などを実施します。

(2) 教育相談会議の実施

- ・校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、養護教諭、学年部、子と親の相談員により、年2回（8月、1月）教育相談会議を実施し、情報の共有を図るとともに複数の教職員による観察等を行います。

(3) 面談の実施

- ・子どもとの面談を6月に行い、事前に実施したアンケートも踏まえて、子どもの悩みや不安等を聞き取ります。
- ・保護者との面談を7月に行い、児童面談も踏まえて、連携を図ります。

(4) 相談窓口の周知

- ・学級担任以外に、学年主任、教頭、生徒指導主事、養護教諭等が、子どもや保護者の相談窓口となります。

(5) 「築山小いじめ対策委員会」での情報共有

- ・子どものささいな変化や僅かな兆候、また、子どもからの訴え等を学級担任などが抱え込まず、管理職や生徒指導主事等に報告・相談するとともに、「築山小いじめ対策委員会」において、その情報を共有します。

いじめの認知にあたっては、次のような事案であっても、子どもの感じる被害性などに着目し、事実確認を行います。

- ・けんかしたり、ふざけ合ったりしている場合
- ・好意から行った行為が意図せずに相手の子どもに苦痛を与えている場合
- ・いじめられている状況が認められても、本人が否定する場合
- ・インターネット上で悪口を書かれたことを本人が知らずにいる場合

4 いじめへの組織的対応

学級担任が一人で抱え込むことなく、支援チームをつくり組織的に対応します。

対応にあたっては、いじめを受けた子どもや保護者の心情に寄り添うとともに、いじめた子どもに対しては、毅然とした指導により心からの反省を促します。また、いじめた子ども、いじめを受けた子ども双方の保護者に、指導内容を含め、適切に情報を提供しながら、協力して解決を図ります。

(1) 対応策の検討と役割分担

- ・いじめに関わる情報が寄せられた時は、速やかに管理職・生徒指導主事を含めた複数の教職員で情報共有し、解決に向けて組織的に対応します。
- ・「築山小いじめ対策委員会」で、どの教職員がどの子どもの対応をするかなど役割分担を決めます。

(2) 迅速な実態把握と適切な指導・支援

- ・いじめた子ども、いじめを受けた子ども双方から聞き取った内容の整合性を図り、状況を正確に把握します。
- ・いじめを受けた子どもおよび保護者の心情に寄り添い、「絶対に守る」ことを約束し、必要に応じて、PTSD等の後遺症へのケアを図ります。
- ・いじめた子どもに対する毅然とした指導を通し、心からの反省を促します。
- ・他の学校等との連絡・連携が必要な場合には、個人情報に配慮しながら適切に情報交換を行い迅速に対処します。
- ・いじめが解消している場合でも、いじめを受けた子どもおよびいじめた子どもについて、日常的に、保護者と連携しながら注意深く観察を続けます。

(3) スクールカウンセラー、子と親の相談員、関係機関との連携、調整

- ・状況に応じてスクールカウンセラーや子と親の相談員を活用するなど、教育相談体制の充実を図ります。
- ・状況に応じて関係機関（警察署、法務局、教育委員会等）と連携を図ります。

(4) 家庭や地域社会との連携

- ・いじめの内容を管理職・生徒指導主事を含めた複数の教職員で情報共有した上で、家庭や地域に正確に伝え、指導方針を説明して理解や協力を得るよう努めるとともに、対応の経過や事後の子どもの状況等について、適切に情報を提供します。
- ・いじめた子ども、いじめを受けた子ども双方の保護者と協議しながら、子どもが安心して学校生活を送れるようになるまで支援を継続します。
- ・PTAや学校評議員会等の機会をとらえ、いじめ防止等の取組や対応について説明するとともに、共通理解を図ります。

(5) 重大事態への対処

- ・重大事態が発生した場合は、速やかに秋田市教育委員会に報告し、対処について協議します。

5 いじめ防止等対策のための組織の設置

いじめ防止に向けた取組を組織的に行うため、複数の教職員のほか、外部専門家等の参加を得て、いじめ防止等対策のための組織を設置します。

- ・校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、学年主任、養護教諭、子と親の相談員による、「築山小いじめ対策委員会」を組織し、基本方針や年間計画の策定、見直しのほか、いじめ防止に向けた取組状況について協議します。
- ・日常的には、「教育相談委員会（教職員による）」において、情報の共有や個別のいじめ事案における対応方針の決定、対応状況の確認等を行います。
- ・必要に応じて上記の職員に、スクールカウンセラーを加えて、協議を行います。

6 いじめ防止に向けた保護者や地域社会との連携

校報やPTAなどを通し、学校のいじめ防止に向けての取組を説明するとともに、保護者や地域の方々と協議し、子どもを見守る体制づくりに努めます。

また、学校以外の相談窓口や救済制度等の活用について、お知らせします。

（１）生徒指導だよりによる情報発信

- ・学校内外で起こっているいじめを含めた問題行動等について情報を提供するとともに、保護者と共に考えるようにします。

（２）学年・学級PTAにおける説明・協議

- ・学年・学級における現在の状況を説明するとともに、保護者からの情報提供を踏まえ、協議します。

（３）講演会等の実施

- ・専門家を招いて、講演会などを実施します。

（４）ホームページの活用

- ・学校の基本方針を公開し、子どもの活動を紹介します。

（５）相談窓口、関係機関の周知

- ・学校以外の相談窓口や救済制度などを紹介します。

7 年間計画

	子どもの活動	職員等の取組
主 な 取 組	☆なかよしタイム ・学級なかよしタイム（毎週金曜日朝） ・ペア学年によるなかよし集会（年3回） ☆委員会活動（5・6年で組織、月1回） ☆クラブ活動（4～6年で組織、年8回）	教育相談委員会（教職員による） ・学年の状況について、情報の共有 や対応方針の決定（月1回） 登校・下校指導 ・子どもの登下校の様子を指導する。

月	子どもの活動	職員等の取組
4	始業式 委員会活動スタート 1年生を迎える会	生徒指導年間指導計画策定 きまり「築山小学校の子ども」配付 子どもを語る会
5	クラブ活動スタート 運動会 防犯教室	教育相談委員会（教職員による）
6	4年校外学習	「心のレスキュー」（いじめ調査） 1回目
7	担任との面談 5年まんだらめ体験学習 ネットトラブル防止教室	夏季休業前の生活・安全指導 「夏休みのくらし」発行・配付 保護者との面談
8	竿燈まつりに参加（築山竿燈まつり部）	築山小いじめ対策委員会 1回目 教育相談会議 1回目
9	6年地区別陸上運動記録会 なかよし運動会 1年校外学習 2年校外学習 3年校外学習	
10	マラソン大会 終業式 始業式 学習発表会 6年修学旅行	
11	6年秋田南中学校体験入学 なかよし文化祭 3年自然科学学習館	「心のレスキュー」（いじめ調査） 2回目
12	新1年生体験入学	
1		築山小いじめ対策委員会 2回目 教育相談会議 2回目
2	6年生を送る会	生徒指導年間計画の振り返り
3	卒業式 修了式	教育相談委員会（教職員による） 春季休業前の生活・安全指導